

## 東広島市迷惑電話防止機器購入費補助金 手続きの流れ

### ●事業概要

高齢者に対する特殊詐欺の被害及び悪質な事業者からの電話勧誘に起因して生じる消費者トラブルの防止のため、迷惑電話を防止する機能を有する固定電話機等の購入費の経費の一部を補助します。

手続きは、**機器購入前の申請が必要**です。また、補助金交付は**1世帯1回1台限り**とします。

### ●支援対象者 ※次の要件に全て該当する方

- ・東広島市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人で、市税に滞納がないこと。
- ・補助金の交付申請をする日において、満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること。
- ・補助金交付決定後に、補助対象機器を購入し、自宅に設置すること。

### ●補助対象機器

次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
- ・通話の内容を自動的に録音する及び着信の相手に対して録音する旨の応答を自動的にする
- ・迷惑電話である可能性のある相手からの着信を自動的に切断又は遮断する

※購入する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の機種などは「**全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品**」を参考としてください。

### ●補助金の額及び交付

固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の購入経費の2分の1を予算の範囲内で補助します。当該額の千円未満は切り捨てます。1件の上限額は10,000円

**【例】販売価格17,500円の固定電話機を購入する場合**  
 $17,500円 \times 1/2$  (補助率) = 8,750円 (千円未満切捨て)  
⇒ 8,000円 (補助金額)

※次の経費については、**補助の対象経費となりません**ので、ご注意ください。

- ① 既に購入した固定電話機等の経費
- ② 固定電話機等の運送、設置費、ナンバーディスプレイ契約料および使用料等
- ③ 転売品・中古品の固定電話機等
- ④ 各販売店舗およびクレジットカードのポイント、クーポン、その他割引施策等ご利用分

## ●申請の方法

所定の補助金交付申請書（別記様式第1号）に記入し、次の2点の添付書類を添えて市へ提出してください。

① 見積書その他購入予定機器の金額がわかる書類の写し

（令和6年4月1日以降発行のもの）

② 迷惑電話防止機器の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し

※市が世帯状況や市税の納付状況を調査することに同意していただけない場合は、ご自身で証明書類を準備して、併せて市へ提出してください。

**受付期間：令和6年4月1日から令和7年3月10日まで** ※予算額に達し次第、受付終了

## ●提出後

交付申請書の提出後、申請内容を確認し、適当と認めたときは、2週間前後で補助金交付決定通知書が届きます。また、その後の提出書類などについてのご案内する文書も入っておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。補助金交付決定後90日以内に、固定電話機等の購入と設置を行ってください。

※機器購入時に申請書の内容から変更がある場合は、**購入前に**市民生活課までお問い合わせください。

## ●事業実績報告

固定電話機等の購入・設置終了後30日以内か**令和7年3月31日**のいずれか早い日までに、所定の補助金実績報告書（別記様式第6号）に記入し、次の添付書類を添えて提出してください。

① 領収書その他の収支の事実を証する書類の写し

## ●補助金額の確定通知及び交付請求書の提出

実績報告書の提出後、内容を確認し、補助金額確定通知書を送付しますので、受理後、補助金交付請求書を提出してください。

補助金交付請求書が提出されて、さらに2～3週間の後、指定された銀行の口座へ補助金が振り込まれますので、予めご了承ください。

また、アンケート用紙を同封しておりますので、是非ご協力ください。

## ●書類提出・お問合せ先

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市 生活環境部 市民生活課 市民相談係

電話（082）420-0922

※各支所地域振興課及び各出張所でも対応可能です。

※予算には限りがございます。申請は先着順で受付しますので、申請受付が可能かどうかなどは事前にお問合せいただいたほうが確実です。

●申請から補助金交付までの手順●

申請者

市

申請書提出  
(別記様式第1号)

書類審査  
交付決定通知発送

機器購入  
※交付決定通知受け取り後

実績報告書提出  
(別記様式第6号)

審査・実績確認  
補助金額確定通知発送

補助金交付請求書提出  
(別記様式第8号)

補助金交付  
(指定の口座に銀行振込)

※注意事項

機器購入時に申請書の内容から変更がある場合は、次の書類を提出していただく必要がありますので、必ず**購入前**に市民生活課までお問い合わせください。

変更(中止・廃止)申請書提出  
(別記様式第4号)

変更交付決定・通知